

# 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は、子どもを温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。



## 児童虐待の種類

### ・身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

### ・性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

### ・保護の怠慢・拒否(ネグレクト)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。

### ・心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うなど。

## 見逃さないで、小さなサイン

虐待は家庭の中で起こっていることが多く、「虐待ではないか」という視点や問題意識を持っていないと、見過ごされてしまいがちです。家庭、地域、保育所などの集団生活の場、保健機関、医療機関などのそれぞれの機関や日常の場面で、ちょっとしたサインを見逃さないことがとても大切です。

## 今、子育て中の方へ

次のようなことで悩んでいませんか。子育ての悩みを1人で抱え込まず、相談窓口にご相談ください。

- ・どうやって子育てしてよいか分からない。
- ・子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている。
- ・思うようにいかず、つい子どもをたたいたり、怒鳴ったりしてしまう。
- ・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない。
- ・どうしても子どもがかわいく思えない。
- ・夫やパートナーの理解が得られない。

## 周りの方たちへ

- ・子育て中の親が孤立しないよう、話し相手になったり、あいさつや声掛けをするなどして見守ってください。
- ・気に掛かる親子がいたり、虐待かもしれないと思ったりしたときには、相談窓口にご連絡ください(秘密は守ります)。

## 発見のためのチェックポイント

### 虐待を疑わせる状況

- ・殴る、蹴るなどの虐待行為そのものの目撃(親はしつけのためだと言うこともある)。
- ・たたく音や叫び声などが毎晩のように聞こえる。

## 子どもの状況

- ・不自然な傷が多い(顔や腕、足にあざが多くある)。
- ・夜遅くまで外で遊んでいたり、徘徊はいかいしたりしている。
- ・夜間に何時間も外に出され、家に入れてもらえない。
- ・体や衣服が非常に不潔である。
- ・親が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子供たちだけで夜を過ごしている。

## 親の状況

- ・地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になりやすい。
- ・子どもがけがをしたり、病気になっても医者に見せようとならない。
- ・アルコールを飲んで暴れることが多い。
- ・小さい子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- ・子どもに体罰を加える。
- ・養育について拒否的であり、食事をきちんとさせないなど放置している。

## まずは勇気を持って連絡を

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるために発見されにくく、しかも、虐待者が親であるため、子どもは逃げたり、自ら救いを求めたりすることが困難です。

児童虐待防止法では、全ての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などに連絡(通告)しなければならないと定められています。連絡(通告)は、子どもを守り、ひいては、虐待してしまう親も救うこととなります。

なお、子どもを守ることが優先されるため、守秘義務違反にはなりません。また、連絡した人が誰かが分からないように、秘密は守られます。周囲の人の温かいまなざしと実行が、子どもを虐待から守ります。

## 相談窓口

### 子育て応援のために

- ・行田市子育て応援専用ダイヤル☎556—2011
- ・行田市保健センター☎553—0053

### 虐待防止のために

- ・行田市虐待防止ホットライン☎0120—556—212 (虐待の通告を受けてから48時間以内に安否確認を行います)
- ・児童相談所全国共通ダイヤル☎0570—064—000 (熊谷児童相談所に電話をつなぎます)
- ・埼玉県休日夜間虐待通報ダイヤル☎048—779—1154

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262・292)

## 「ご利用ください」 病児・病後児保育施設

病児・病後児保育施設は、保護者の就労などにより、病気の子どもの病気回復期の子どもの保育することができないときに、子どもを預かる施設です。施設では看護師と保育士が保育を行います。

「子どもが病気だけれど、どうしても仕事が休めない」「冠婚葬祭が入ってしまった」「保護者が病気になってしまった」こんなときに、ぜひご利用ください。

▼施設 病児・病後児保育所「げんきキッズ」 ☎090-8111-8751  
(小見1404-1)

▼対象 乳幼児～小学3年生

▼保育時間 月～金曜日の午前8時～午後6時

▼利用方法

①事前に施設へ病児・病後児保育利用者登録書を提出する。

②主治医・小児科医の診察を受け、病児・病後児保育利用申請書の医師確認欄に記入をしてもらう。

③前日までに施設へ利用予約をする。

④利用日当日は、次に掲げるものを持参の上、来所する。

▼利用当日持参するもの 利用申請書、印鑑（朱肉を必要とするもの）、保育を行う子どもの健康保険証、こども医療費受給資格証、利用料

療費受給資格証、利用料

▼利用料金 2千円（市民税非課税世帯は無料）

▼問い合わせ 子育て支援課保育担当（内線263）

## 「ご利用ください」

### 埼玉県ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

▼対象 父子家庭の父、母子家庭の母または父母のいない児童を養育している方で、平成26年4月に中学校へ就学する児童を扶養している市町村民税非課税世帯の方（生活保護受給世帯を除く）

▼支給額 1万円

## 第16回公募行田市美術展の作品募集

▶日時 平成26年2月6日(木)～9日(日)午前9時30分～午後4時30分(9日は午後4時まで)  
▶場所 「行田グリーンアリーナ」サブアリーナ  
▶応募資格 市内および近隣市町に在住・在勤・在学の方(学生は15～18歳の高等学校もしくは高等専門学校に在籍する者とし、19歳以上の学生は一般扱い)

▶種目・作品規格

- ①【絵画】日本画、洋画(油絵・水彩)、版画※8号以上60号以内、額装(ガラス不可)
- ②【彫刻】体積100cm×100cm×200cm以内、重量100kg以内、ケースは使用しない
- ③【工芸】制限なし(壁面作品・着物などは付属品も持参)
- ④【書】170cm×60cm以内(縦横自由)または91cm×91cm以内、額装または枠張(ガラス不可)
- ⑤【写真】  
(一般)〈単写真〉A3ノビ以上全紙以内  
〈組写真〉65cm×95cm以内  
(学生)A4以上ワイド4ツ切まで※単写真のみで組写真は不可(ガラス不可)

▶出品料 1点につき【一般】2,000円【学生】1,000円(同種目の2点目からは半額)

▶搬入 平成26年2月2日(日)午前10時～午後2時

▶搬出 平成26年2月9日(日)午後4時～5時

▶主催 行田市美術家協会、行田市教育委員会、(公財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団

▶注意 作品は未発表のものに限ります。

▶問い合わせ 行田市美術展実行委員会事務局(産業文化会館内) ☎556-6371



▼申請方法 子育て支援課で配布している申請書に必要事項を記入し、振り込み金融機関が証明できるもの(通帳など)を持参の上、12月27日(金)までに同課に提出してください。※申請期日を過ぎると受け付けできませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ 同課子育て支援担当(内線262)または埼玉県少子政策課手当・ひとり親家庭支援担当 ☎048-830-3337

## ぎょうだ男女共同参画フォーラム2013 豊かな会話を楽しむ

▼日時 12月7日(土)午後1時30分～3時30分

▼場所 VIVAぎょうだ学習室

▼内容 身近な会話の仕方、聴き方(傾聴)についての講演

▼講師 真下りかさん(臨床心理士)

▼定員 70人

▼参加費 無料

▼申し込み 11月1日(金)～22日(金)に直接

または電話でVIVAぎょうだ(11月5日(火)・11日(月)・18日(月)は休館) ※ひととき保育(2歳以上の未就学児の保育・無料)の申し込みも11月22日まで

▼問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301